

(付)

新潟医療福祉大学大学院学則

新潟医療福祉大学大学院学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 新潟医療福祉大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法および学校教育法の精神に基づき、広く保健・医療・福祉・スポーツに関する学術の理論および応用を教授研究し、豊かな人間性と高潔な倫理性を涵養して保健・医療・福祉・スポーツに関する指導的人材の養成を目指し、もって学術文化の発展に寄与するとともに、人類の福祉の向上に貢献することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、その教育研究の向上を図り、第1条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検および評価の結果については本大学院の職員以外の者による検証を行う。

3 前2項の点検および評価並びに検証に関する事項は、別に定める。

(情報の提供)

第3条 本大学院は、本大学院の教育研究活動等の状況について、刊行物等への掲載その他広く周知できる方法により、積極的に外部に対して情報を提供する。

第2節 組織

(研究科)

第4条 本大学院に、医療福祉学研究科を置く。

(課程)

第5条 本大学院に、修士課程および博士後期課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力または高度な専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

(専攻)

第6条 研究科に、次の専攻を置く。

保健学専攻（修士課程）

健康科学専攻（修士課程）

社会福祉学専攻（修士課程）

医療情報・経営管理学専攻（修士課程）

医療福祉学専攻（博士後期課程）

2 各専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻名	入学定員（人）	収容定員（人）
医療福祉学研究科	保健学専攻	30	60
	健康科学専攻	16	32
	社会福祉学専攻	5	10
	医療情報・経営管理学専攻	4	8
	医療福祉学専攻	20	60

3 各専攻の教育の目的は、次のとおりとする。

修士課程保健学専攻

保健・医療・福祉領域における多様なニーズに対し、積極的な連携によるサービスの質的向上を推進するために、リハビリテーション、義肢装具・福祉機器、心身機能等に関する研究と教育を進めるとともに、専門職教育に携わる人材の育成に関する研究を行う。

修士課程健康科学専攻

高齢社会の急速な進展に伴って増大・多様化する健康に関するニーズに対応して、多職種との積極的な連携とサービスの質的向上などを推進するために、栄養、スポーツ、看護の分野を中心とした健康科学等に関する研究と教育を進めるとともに、専門職教育に携わる人材の育成に関する研究を行う。

修士課程社会福祉学専攻

保健・医療・福祉サービスを総合的に提供し、患者・障害者をはじめ市民のQOL向上と自立を支援するための方策を、国家・国民社会レベル、地域社会・施設・組織レベル、個人・家族レベルの3レベルについて、相互関連を重視しつつ調査研究し、保健・医療・福祉関係各専門職従事者の資質・専門的能力の向上に寄与する。

修士課程医療情報・経営管理学専攻

患者（利用者）満足度、病院（施設）経営の質と効率性の向上を遅延させているクリティカル・パス（遅延決定要素）を同定し、改善策（近道）を見つけることに貢献できる、時代の流れに即応した医療情報管理の専門家を養成する。

博士後期課程医療福祉学専攻

医療福祉学専攻では、保健・医療・福祉・スポーツに関する深い専門性、多様な専門領域との連携を発展させる力、豊かな人間性と高潔な倫理観に基づく幅広い教養を身に付けることで、めまぐるしく変化する倫理的・法制的・社会的課題の解決を先導できる教育研究者および高度専門職業人を養成する。

（標準修業年限）

第7条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第19条第6項に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修生」という。）は、当該認可された年限を標準修業年限とする。

（在学期間）

第8条 修士課程の在学期間は、4年を超えることはできない。ただし、長期履修生の在学期間については、別に定める。

2 博士後期課程の在学期間は、6年を超えることはできない。

第3節 教員組織および運営組織

（教員組織）

第9条 本大学院の授業および研究指導を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格に該当すると大学院委員会が認める本大学専任教員をこれに充てる。

2 各授業科目の担当について、特に必要があると認められる場合は、兼任講師をもってこれに充てることができる。

（大学院委員会）

第10条 本大学院に、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、本大学院全体の重要事項についての審議機関であり、学長、研究科長、専攻長、分野長、事務局長および法人を代表する職員をもって組織する。ただし、必要があるときは、その他の教職員を加えることができる。

3 学長は本大学院の校務について最終決定権を有す。

- 4 大学院委員会の委員長は学長とする。
- 5 大学院委員会には、委員長を補佐するための副委員長を置くことができる。
- 6 その他必要な事項は、別に定める。

(大学院委員会の審議事項)

第10条の2 大学院委員会は、大学院全般に係わる次の重要事項について審議する。

- (1) 大学院学則および規程等の制定・改廃に関する事項
- (2) 本大学院教員の資格審査に関する事項
- (3) 本大学院の運営に関する事項
- (4) 学長または研究科長が諮問する事項
- (5) 理事会が諮問する事項
- (6) 本大学院教育研究に関する全学的重要事項

- 2 その他必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第11条 本大学院に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、学長、研究科長および大学院担当の専任教員をもって組織する。ただし、必要あるときは、その他の教職員を加えることができる。
- 3 研究科委員会の委員長は研究科長とする。
- 4 研究科委員会には、委員長を補佐するための副委員長を置くことができる。

(研究科委員会の審議事項)

第12条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議した結果を、学長に意見として述べるものとする。

- (1) 学生の入学、修了に関する事
- (2) 学位の授与に関する事
- (3) 学位論文の審査および最終試験に関する事項
- (4) 教育・研究の基本方針に関する事
- (5) 教育課程および履修方針に関する事
- (6) 学生の研究および指導、賞罰および除籍に関する事
- (7) 授業科目の編成、担当および試験に関する事

- 2 研究科委員会は、第12条第1項に規定するもののほか、学長、研究科長およびその他の教授会が置かれる組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる本大学院の教育研究に関する事項について審議する。

- 3 研究科委員会は、前項で審議した事項について、学長等の求めがあった場合、その結果を学長等に意見として述べるることができる。

- 4 その他必要な事項は、別に定める。

第4節 学年、学期および休業日

(学 年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第14条 前条の学年は、次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日および国民の祝日に関する法律に定める日

- (2) 新潟医療福祉大学の創立記念日 6月17日
 - (3) 夏季休業 7月22日から9月1日まで
 - (4) 冬季休業 12月24日から翌年1月13日まで
 - (5) 春季休業 3月25日から4月7日まで
- 2 必要がある場合は、前項の休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。
- 3 特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第2章 大学院通則

第1節 教育方法および履修方法

(教育方法)

第16条 本大学院の教育方法は、授業科目の履修および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目等)

第17条 授業科目および単位数は、別表のとおりとする。

(単位の計算基準・メディアを利用した授業)

第18条 授業科目の単位の計算方法・メディアを利用した授業は、大学学則第24条の規定を準用する。

(履修方法)

第19条 学生は、その在学期間中に所要の授業科目を履修し、修士課程にあっては30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究成果（以下「修士論文等」という。）の審査を受けなければならない。また、博士後期課程にあっては10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の審査を受けなければならない。

2 学生は、履修する授業科目の選択にあたって、あらかじめ主指導教員の指導を受けなければならない。

3 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の議を経て学長は15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科委員会の議を経て学長は本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、修得したものとみなし、または与えることができる単位数は、転入学等の場合を除き本大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて15単位を越えないものとする。

5 前2項の規定により修得した単位は、合計20単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

6 別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第7条第1項および第2項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科委員会の議を経て学長はその計画的な履修を認めることができる。

(単位の授与)

第20条 授業科目を履修し、かつ、学期末または学年末に行うその試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 成績評価基準は、次のとおりとする。

- (1) A+ 合格
- (2) A 合格
- (3) B 合格

- (4) C 合格
 - (5) D 不合格
- (論文審査)

第21条 学位論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員によって行うものとする。

2 成績評価基準は、次のとおりとする。

- (1) 合格
 - (2) 不合格
- (最終試験)

第22条 最終試験は、前条の審査委員が学位論文を中心として口頭試問により行う。ただし、筆記試験を併せて行うことができる。

2 成績評価基準は、次のとおりとする。

- (1) 合格
 - (2) 不合格
- (修了要件)

第23条 修士課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士課程の目的に応じ、修士論文等の審査および最終試験に合格することとする。ただし、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了の要件は、本大学院に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程を修了した者および前項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第24条 本大学院の修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程を修了した者には博士の学位を授与する。

2 学位に付与する専攻分野の名称は次のとおりとする。

保健学専攻	修士（保健学）
健康科学専攻	修士（健康科学）
健康科学専攻 看護学分野	修士（看護学）
社会福祉学専攻	修士（社会福祉学）
医療情報・経営管理学専攻	修士（医療情報・経営管理学）
医療福祉学専攻	博士（保健学）

(教育職員免許状の取得)

第24条の2 本大学院において取得することができる、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する教育職員免許状（以下「免許状」という。）の種類および免許科目は、次のとおりである。

専攻等	免許状の種類	免許科目
健康科学専攻	高等学校教諭専修免許状	保健体育
健康スポーツ学分野	中学校教諭専修免許状	保健体育

2 前項に規定する免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法および同法施行規則に定める所定の授業科目および単位を修得しなければならない。

3 免許状の取得に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 入学

(入学の時期)

第25条 入学の時期は、学年または学期の始めとする。

(入学資格)

第26条 本大学院の修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により、学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を日本において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 日本において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学等において修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
*高度専門士の称号を授与された者（授与見込みの者を含む）
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学し、または外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と本大学院が認めた者
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳以上の者（短期大学・専門学校等を卒業した者で、本大学院の定める出願資格審査の申請条件に該当する者）
- (11) その他、本大学院において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、満22歳以上の者

2 本大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を日本において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 日本において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本学大学院において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、満24歳以上の者
- (8) その他、本大学院において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願)

第27条 本大学院への入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第28条 入学者の選考は学力試験、その他の方法によりこれを行う。

(入学手続)

第29条 入学者の選考に合格した者は、指定の期日までに、保証人連署の誓約書その他必要な書類に別に定める学費を添えて、入学手続きをしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第30条 他の大学院から転入学を希望する者があるときは、選考の上、研究科委員会の議を経て学長がこれを許可することがある。

2 転入学した者の在学年数は、転入学前の在学年数を通算して、第8条第1項または同条第2項に規定する在学期間を超えることはできない。

(再入学)

第31条 本大学院を退学した者が、再入学を希望するときは、研究科委員会の議を経て学長がこれを許可することがある。

2 再入学した者の在学年数は、再入学前の在学年数を通算して、第8条第1項または同条第2項に規定する在学期間を超えることはできない。

第3節 休学・転学・留学および退学

(休学)

第32条 疾病その他の事由により2ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 健康上の理由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第33条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、学長の許可を得て1年を限度として休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第34条 他の大学院へ転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第35条 外国の大学院等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学期間は1年を限度とし、修業年限に含めることができる。

3 第19条第3項に定める他大学院における授業科目の履修等の規定は、外国の大学院等へ留学する場合に準用する。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、必要な書類を添え、保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第7条に定める在学年限を超えた者

(3) 第33条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 死亡または長期間にわたり行方不明の者

第4節 賞罰

(表彰)

第38条 学生として表彰に値する行為があった者は、研究科委員会の議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第39条 本大学院学則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第5節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生および外国人留学生

(研究生)

第40条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て学長が研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第41条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の一または複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て学長が科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第42条 他の大学院（外国の大学院を含む。）との協定に基づき、本大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て学長が特別聴講学生として許可し、単位を与えることができる。

(外国人留学生)

第43条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科委員会の議を経て学長が外国人留学生として入学を許可することができる。

(規定)

第44条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生および外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第6節 学費およびその他の費用

(学費)

第45条 学費は、入学金、授業料、および施設設備金とし、その額は別表のとおりである。

2 学費は、所定の期日までに納入しなければならない。

(手数料)

第46条 検定料およびその他の手数料は、別に定める。

(納付した学費等)

第47条 すでに納入した学費およびその他の費用等は、返還しない。

第7節 奨学制度

(奨学制度)

第48条 奨学のため、諸種制度を設けることができる。

2 制度に関する詳細は、大学院委員会の議を経て理事会が定める。

第3章 その他

(改正)

第49条 本学則および本学における規程等は、合理的に必要な場合に改正することができる。

2 改正後の学則および規程等は、法令が定めるところにより個別の同意の如何にかかわらず効力を生じる。

3 本学則の改正は、大学院委員会の議を経て学長が決定する。ただし、理事会に留保されている事項の改正は、大学院委員会の議を経て理事会が決定する。

(諸規定の準用)

第50条 本学則に定めるほか、大学学則およびその他の諸規定を準用する。

(施行細則その他)

第51条 本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2. 平成20年度以前の入学者の教育課程および履修方法等並びに修了の要件は、この学則による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2. 平成21年度以前に入学した者（以下「旧学則適用学生」という。）の教育課程および履修方法は、この学則による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3. 前項の場合において、旧学則適用学生が履修しようとする授業科目が当該年度に開講されないときは、当該学生は、別に定めるところにより、改正後の学則に規定する授業科目を履修できるものとし、修得した単位は、改正前の学則に定める授業科目の単位とみなす。

附 則

1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2. 平成22年度以前に入学した者（以下「旧学則適用学生」という。）の教育課程および履修方法は、この学則による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3. 前項の場合において、旧学則適用学生が履修しようとする授業科目が当該年度に開講されないときは、当該学生は、別に定めるところにより、改正後の学則に規定する授業科目を履修できるものとし、修得した単位は、改正前の学則に定める授業科目の単位とみなす。

附 則

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2. 平成23年度以前に入学した者（以下「旧学則適用学生」という。）の教育課程および履修方法は、

この学則による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3. 前項の場合において、旧学則適用学生が履修しようとする授業科目が当該年度に開講されないときは、当該学生は、別に定めるところにより、改正後の学則に規定する授業科目を履修できるものとし、修得した単位は、改正前の学則に定める授業科目の単位とみなす。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。
2. 平成24年度以前に入学した者（以下「旧学則適用学生」という。）の教育課程および履修方法は、この学則による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前項の場合において、旧学則適用学生が履修しようとする授業科目が当該年度に開講されないときは、当該学生は、別に定めるところにより、改正後の学則に規定する授業科目を履修できるものとし、修得した単位は、改正前の学則に定める授業科目の単位とみなす。

附 則

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。
2. 平成25年度以前に入学した者（以下「旧学則適用学生」という。）の教育課程および履修方法は、この学則による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前項の場合において、旧学則適用学生が履修しようとする授業科目が当該年度に開講されないときは、当該学生は、別に定めるところにより、改正後の学則に規定する授業科目を履修できるものとし、修得した単位は、改正前の学則に定める授業科目の単位とみなす。

附 則

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。
2. 平成26年度以前に入学した者（以下「旧学則適用学生」という。）の教育課程および履修方法は、この学則による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前項の場合において、旧学則適用学生が履修しようとする授業科目が当該年度に開講されないときは、当該学生は、別に定めるところにより、改正後の学則に規定する授業科目を履修できるものとし、修得した単位は、改正前の学則に定める授業科目の単位とみなす。

附 則

1. この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和2年4月1日から施行する。
ただし、第24条については令和2年度以降の入学者に適用し、令和元年度以前の入学者については従前どおりとする。

附 則

1. この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第17条関係）

（1）授業科目および単位数（修士課程）

	分野	授業科目名	配当年次	必修・選択	単位数
共通科目	学術研究基礎	アカデミックスキルズ	1・2	選択	2
		サイエンスライティング	1・2	選択	2
		データサイエンス基礎	1・2	選択	2
		統計解析評価学特論	1・2	選択	2
		リサーチプレゼンテーション・ライティング	1・2	選択	2
	研究方法論	自然科学系研究方法論	1・2	選択	2
		社会科学・疫学研究方法論	1・2	選択	2
	連携基礎	多職種連携特論	1・2	選択	2
		社会連携特論	1・2	選択	2
		研究連携特論	1・2	選択	2
	QOL基盤形成	健康科学特論	1・2	選択	2
		メンタルヘルス・カウンセリング特論	1・2	選択	2
		スポーツ実践特論	1・2	選択	2
		生活支援科学特論	1・2	選択	2
		日本の保健・医療・福祉制度と現状特論	1・2	選択	2
	教育学基礎	教育学特論	1・2	選択	1
		教育心理学特論	1・2	選択	1
		教育方法特論	1・2	選択	1
		教育評価特論	1・2	選択	1
	JICAプログラム専用科目	国際保健医療学	国際保健医療学演習Ⅰ	1・2	選択
国際保健医療学演習Ⅱ			1・2	選択	4
フィールド実習			1・2	選択	8
課題研究（JICAプログラム）			2	選択	4
保健学専攻専門科目	理学療法学	理学療法学特論	1・2	選択	2
		理学療法学演習	1・2	選択	4
		運動機能解剖学演習	1・2	選択	4
		応用機能解剖学特論	1・2	選択	2
		疼痛管理特論	1・2	選択	2
		臨床的推論演習	1・2	選択	4
		徒手理学療法技術演習	1・2	選択	4
		徒手理学療法実習Ⅰ	1・2	選択	2
		徒手理学療法実習Ⅱ	1・2	選択	4
		急性期理学療法学特論	1・2	選択	2
		急性期理学療法学演習	1・2	選択	4
		急性期理学療法実習Ⅰ	1・2	選択	4
		急性期理学療法実習Ⅱ	1・2	選択	8
		リハビリテーション栄養学特論	1・2	選択	2
		リハビリテーション栄養学演習	1・2	選択	4
		リハビリテーション栄養学実習	1・2	選択	12
		課題研究（臨床徒手理学療法コース）	2	選択	4
		課題研究（急性期理学療法コース）	2	選択	4
		課題研究（リハビリテーション栄養コース）	2	選択	4
		特別研究	2	選択	10

授業科目および単位数（修士課程）（続き）

分野	授業科目名	配当年次	必修・選択	単位数
作業療法学	作業療法学特論	1・2	選択	2
	作業機能回復学演習	1・2	選択	4
	特別研究	2	選択	10
言語聴覚学	言語聴覚学特論	1・2	選択	2
	言語聴覚・摂食嚥下機能学演習	1・2	選択	4
	高次脳機能学演習	1・2	選択	4
	特別研究	2	選択	10
義肢装具自立支援学	義肢装具自立支援学特論	1・2	選択	2
	義肢装具学演習	1・2	選択	4
	福祉機器学演習	1・2	選択	4
	靴人間科学演習	1・2	選択	4
	歩行分析学演習	1・2	選択	4
	特別研究	2	選択	10
医療技術安全管理学	医療技術安全管理学特論	1・2	選択	2
	医療技術安全管理学演習	1・2	選択	4
	医療検査機器安全管理学特論	1・2	選択	2
	医療検査機器安全管理学演習	1・2	選択	4
	医療機器安全管理学特論	1・2	選択	2
	医療機器安全管理学演習	1・2	選択	4
	特別研究	2	選択	10
視覚科学	視覚科学特論	1・2	選択	2
	視覚科学演習	1・2	選択	4
	特別研究	2	選択	10
救急救命学	病院前救護システム特論	1・2	選択	2
	病院前救護システム演習	1・2	選択	4
	特別研究	2	選択	10
放射線情報学	臨床画像学特論	1・2	選択	2
	データサイエンス特論	1・2	選択	2
	臨床画像学演習	1・2	選択	4
	医療人材育成学特論	1・2	選択	2
	災害医療学特論	1・2	選択	2
	医療安全管理学演習	1・2	選択	4
	特別研究	2	選択	10

保健学専攻専門科目（続き）

学

則

授業科目および単位数（修士課程）（続き）

分野	授業科目名	配当年次	必修・選択	単位数	
健康栄養学	健康栄養学特論	1・2	選択	2	
	健康科学演習	1・2	選択	4	
	臨床栄養学特論Ⅰ	1・2	選択	2	
	臨床栄養学特論Ⅱ	1・2	選択	2	
	摂食嚥下リハビリテーション栄養学特論	1・2	選択	2	
	臨床栄養学診断特論	1・2	選択	2	
	臨床栄養学総合実習	1・2	選択	6	
	スポーツ栄養学特論Ⅰ	1・2	選択	2	
	スポーツ栄養学特論Ⅱ	1・2	選択	2	
	スポーツ栄養学実習	1・2	選択	4	
	課題研究（臨床栄養専門コース）	2	選択	4	
	特別研究	2	選択	10	
	健康スポーツ学	健康スポーツ学特論	1・2	選択	2
		健康運動処方特論	1・2	選択	2
トレーニング科学特論		1・2	選択	2	
スポーツ医学特論		1・2	選択	2	
コーチ学特論		1・2	選択	2	
スポーツ心理学特論		1・2	選択	2	
スポーツ生理学特論		1・2	選択	2	
スポーツ経営学特論		1・2	選択	2	
スポーツ教育学特論		1・2	選択	2	
保健体育科教育学特論		1・2	選択	2	
健康科学演習		1・2	選択	4	
スポーツ医学演習		1・2	選択	4	
スポーツ科学演習		1・2	選択	4	
スポーツ教育学演習		1・2	選択	4	
スポーツ栄養学特論Ⅰ		1・2	選択	2	
スポーツ栄養学特論Ⅱ		1・2	選択	2	
スポーツ栄養学実習		1・2	選択	4	
特別研究		2	選択	10	

健康科学専攻専門科目

学

則

授業科目および単位数（修士課程）（続き）

分野	授業科目名	配当年次	必修・選択	単位数	
健康科学専攻専門科目（続き）	看護学	看護研究方法論	1・2	選択	2
		看護理論学	1・2	選択	2
		看護倫理学特論	1・2	選択	2
		看護教育学特論	1・2	選択	2
		看護教育学演習	1・2	選択	2
		地域包括ケアシステム特論	1・2	選択	2
		国際看護学特論	1・2	選択	2
		小児看護学特論	1・2	選択	2
		小児看護学演習	1・2	選択	4
		高齢者看護学特論	1・2	選択	2
		高齢者看護学演習	1・2	選択	4
		精神看護学特論	1・2	選択	2
		精神看護学演習	1・2	選択	4
		ウイメンズヘルス看護学特論	1・2	選択	2
		ウイメンズヘルス看護学演習	1・2	選択	4
		慢性病看護学特論	1・2	選択	2
		慢性病看護学演習	1・2	選択	4
		看護管理学特論	1・2	選択	2
		看護管理学演習	1・2	選択	4
		がん看護学特論	1・2	選択	2
		がん看護学演習	1・2	選択	4
		コミュニティケア特論	1・2	選択	2
		コミュニティケア演習	1・2	選択	4
		特別研究	2	選択	10
		看護教育論	1・2	選択	2
		看護管理論	1・2	選択	2
		看護理論	1・2	選択	2
		看護研究	1・2	選択	2
		コンサルテーション論	1・2	選択	2
		看護倫理	1・2	選択	2
		フィジカルアセスメント	1・2	選択	2
		病態生理学	1・2	選択	2
		臨床薬理学	1・2	選択	2
		臨床腫瘍学	1・2	選択	2
		がん看護論	1・2	選択	2
		がん看護援助論	1・2	選択	2
		緩和ケア看護論	1・2	選択	2
		緩和ケア方法論Ⅰ	1・2	選択	2
		緩和ケア方法論Ⅱ	1・2	選択	2
		緩和ケア方法論Ⅲ	1・2	選択	2
		がん看護学実習Ⅰ	1・2	選択	2
		がん看護学実習Ⅱ	1・2	選択	2
		がん看護学実習Ⅲ	1・2	選択	2
がん看護学実習Ⅳ	1・2	選択	2		
がん看護学実習Ⅴ	1・2	選択	2		
課題研究（CNSコース）	2	選択	4		

	分野	授業科目名	配当年次	必修・選択	単位数
社会福祉学専攻専門科目	保健医療福祉政策・計画・運営	社会福祉研究方法特論	1・2	選択	2
		社会福祉政策特論	2	選択	2
		社会保障特論Ⅰ	1・2	選択	2
		社会保障特論Ⅱ	1・2	選択	2
		国際社会福祉特論	2	選択	2
		障害福祉特論Ⅰ	1・2	選択	2
		障害福祉特論Ⅱ	2	選択	2
		地域福祉実践演習	1・2	選択	4
		児童家庭福祉実践演習	1・2	選択	4
		高齢者福祉実践演習	1・2	選択	4
		ソーシャルワーク実習	1・2	選択	8
		課題研究 (認定社会福祉士単位取得コース)	2	選択	4
		特別研究	2	選択	10
		保健医療福祉マネジメント学	ソーシャルワーク特論Ⅰ	1・2	選択
	ソーシャルワーク特論Ⅱ		1・2	選択	2
	保健医療福祉研究特論		1・2	選択	2
	臨床心理学特論		2	選択	2
	介護特論Ⅰ		1・2	選択	2
	介護特論Ⅱ		1・2	選択	2
	ソーシャルワーク実践研究演習Ⅰ		1・2	選択	4
	ソーシャルワーク実践研究演習Ⅱ		1・2	選択	4
	ケアマネジメント演習		1・2	選択	4
ソーシャルワーク実習	1・2		選択	8	
課題研究 (認定社会福祉士単位取得コース)	2	選択	4		
特別研究	2	選択	10		
医療情報学専攻専門科目	医療情報・経営管理学	医療情報学特論Ⅰ	1・2	選択	2
		医療情報学演習Ⅰ	1・2	選択	4
		医療情報学特論Ⅱ	1・2	選択	2
		医療情報学演習Ⅱ	1・2	選択	4
		医療経営管理学特論	1・2	選択	2
		医療経営管理学演習	1・2	選択	4
		特別研究	2	選択	10

履修要件：別に定める条件により、30単位以上修得する。

(2) 授業科目および単位数 (博士後期課程)

	授業科目名	配当年次	必修・選択	単位数
医療福祉学専攻専門科目	生体機能学特殊講義	1・2	選択	2
	生体機能学特殊演習	1～2	選択	2
	生体機能学特殊研究	1～3	選択	6
	コミュニケーション科学特殊講義	1・2	選択	2
	言語聴覚・摂食嚥下機能学特殊演習	1～2	選択	2
	言語聴覚・摂食嚥下機能学特殊研究	1～3	選択	6
	高次脳機能学特殊演習	1～2	選択	2
	高次脳機能学特殊研究	1～3	選択	6
	福祉人間工学特殊講義	1・2	選択	2
	福祉人間工学特殊演習	1～2	選択	2
	福祉人間工学特殊研究	1～3	選択	6
	地域・国際保健福祉学特殊講義	1・2	選択	2
	地域・国際保健福祉学特殊演習	1～2	選択	2
	地域・国際保健福祉学特殊研究	1～3	選択	6
共通科目	教育学特論	1・2・3	選択	1
	教育心理学特論	1・2・3	選択	1
	教育方法特論	1・2・3	選択	1
	教育評価特論	1・2・3	選択	1
	アカデミックキャリア特論Ⅰ	1・2・3	選択	1
	アカデミックキャリア特論Ⅱ	1・2・3	選択	1

履修要件：次の条件で、10単位以上を修得する。

1. 特殊講義2単位、特殊演習2単位、特殊研究6単位を必修選択して履修すること。

別表 (第45条関係)

入学金、授業料および施設設備金

医療福祉学研究科 (修士課程)

	保健学専攻 健康科学専攻 (健康栄養学分野・ 看護学分野)	健康科学専攻 (健康スポーツ学分野)	社会福祉学専攻	医療情報・ 経営管理学専攻
入学金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円
授業料	800,000円	700,000円	700,000円	700,000円
施設設備金	200,000円	200,000円	150,000円	150,000円

医療福祉学研究科 (博士後期課程)

	医療福祉学専攻
入学金	200,000円
授業料	700,000円
施設設備金	150,000円

諸規程、規則等

新潟医療福祉大学学位規程

(趣 旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項の規程に基づき、新潟医療福祉大学(以下「本学」という)が授与する学位については、新潟医療福祉大学学則及び新潟医療福祉大学大学院学則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(学 位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学則第42条により本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院学則第23条第1項により修士課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院学則第23条第2項により博士後期課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位の授与は、筆頭原著論文である学位論文1編、参考論文1編以上を有する者に対して行うこととし、かつ学位論文を含む2編以上の論文のうち1編以上は英語論文であることとする。

(修士及び博士の学位論文)

第6条 学位論文は1編に限る。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型又は標本等の資料を提出させることがある。

(修士及び博士の学位論文の提出)

第7条 修士及び博士の学位論文又は修士課程における特定の課題についての研究の成果(以下「学位論文等」という)は、あらかじめ指導教員の承認を得、研究科長に提出するものとする。

2 前項の学位論文等を提出し得る者は、本学大学院修士課程又は博士後期課程に本学大学院学則で定める年限以上在学し、所定の単位を修得した者又は学位論文審査の終了までに所定の単位を修得し得る見込みがあり、必要な研究指導を受けた者で、かつ在学期間の終了の期日まで在籍できる者とする。

3 博士の学位論文の提出は、在学中に提出する事を原則とする。ただし、在学中に提出できない場合は大学院委員会の審議を経て、別に定める規則に従い提出を延期する事ができる。

(学位論文等の受理)

第8条 研究科長は、学位論文等の提出があったときにはその論文を受理し、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第9条 前条の規定により研究科委員会は、その審査のため審査委員会を設ける。

2 修士課程の学位論文等の審査委員会は、指導教員と当該論文に関連のある2名の大学院専任教員で組織され、指導教員を主審査委員とし、他を副審査委員とする。

3 前項の副審査委員の1名以上は指導教員と異なる分野から選定する事とし、2名の副審査委員を指導教員と同一の分野から選定する場合は研究科委員会の議を経るものとする。ただし、特定の課題についての研究成果の審査委員の選定については除くものとする。

4 博士後期課程の学位論文等の審査委員会は、指導教員と当該論文に関連のある2名以上の大学院博士課程専任教員で組織され、指導教員を主審査委員とし、他を副審査委員とする。

5 副審査委員の選定にあたっては、指導教員が指名し、研究科委員会での承認を必要とする。

6 第2項、第4項の規定に関わらず、学位論文等の審査に当たって必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の大学院又は研究所等の教員等で大学院教員に準ずる者を副審査委員とすることができる。

(修士及び博士の学位論文等の審査及び最終試験)

第10条 審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験を行う。

(修士及び博士の学位論文等の審査期間)

第11条 修士及び博士の学位論文等の審査及び最終試験は、研究科委員会において決定された日程に基づいて終了しなければならない。

(修士及び博士の学位論文等の審査結果の報告)

第12条 修士及び博士の学位論文等の審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を記載した最終審査報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

(修士及び博士の学位論文等の学位授与の審査)

第13条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて学位の授与に関する審査を行い、合格又は不合格を判定する。

2 前項の判定は、研究科委員会の構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第14条 研究科長は、研究科委員会において前条の判定をしたときは、判定資料を添えて判定結果を速やかに学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第15条 学長は、本学学則第42条の規程により卒業を認定したものに対して、所定の学士の学位を授与する。

2 学士の学位を授与するにあたっては、次の区分により、専攻学科の名称を付記する。

- 新潟医療福祉大学 学士 (理学療法学)
- 新潟医療福祉大学 学士 (作業療法学)
- 新潟医療福祉大学 学士 (言語聴覚学)
- 新潟医療福祉大学 学士 (義肢装具自立支援学)
- 新潟医療福祉大学 学士 (臨床技術学)
- 新潟医療福祉大学 学士 (視機能科学)
- 新潟医療福祉大学 学士 (救急救命学)
- 新潟医療福祉大学 学士 (診療放射線学)
- 新潟医療福祉大学 学士 (自然人類学)
- 新潟医療福祉大学 学士 (健康栄養学)
- 新潟医療福祉大学 学士 (健康スポーツ学)
- 新潟医療福祉大学 学士 (看護学)
- 新潟医療福祉大学 学士 (社会福祉学)
- 新潟医療福祉大学 学士 (医療情報学)

3 学長は、前条の報告に基づき、修士の学位を授与する。

4 修士の学位を授与するにあたっては、次の区分により、専攻領域の名称を付記する。

- 新潟医療福祉大学 修士 (保健学)
- 新潟医療福祉大学 修士 (社会福祉学)
- 新潟医療福祉大学 修士 (健康科学)
- 新潟医療福祉大学 修士 (看護学)
- 新潟医療福祉大学 修士 (医療情報・経営管理学)

5 学長は、前条の報告に基づき、博士の学位を授与する。

6 博士の学位を授与するにあたっては、保健学の名称を付記する。

- 新潟医療福祉大学 博士 (保健学)

7 学長は、前条の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与できない場合は、該当者に対してその旨

を通知する。

(学位の名称の使用)

第16条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは新潟医療福祉大学と付記するものとする。

新潟医療福祉大学 学士 (〇〇)

新潟医療福祉大学 修士 (〇〇)

新潟医療福祉大学 博士 (〇〇)

(学位授与の取り消し)

第17条 本学で学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は名誉を著しく汚す行為があったときは、学士の学位に関しては総務会の議に基づき、修士及び博士の学位に関しては大学院委員会の議に基づき、学長は授与した学位を取り消し、学位記の返還を行い、その旨を公表するものとする。

2 前項の議決は、総務会及び大学院委員会の構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位授与の報告)

第18条 本学において、博士の学位を授与したときは、学長は学位簿に登録し、学位規則第12条の規程により、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文の審査要旨の公表)

第19条 学長は、博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、当該博士の学位の授与にかかる論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、インターネットを利用し公表するものとする。

2 前項を行うにあたっては、新潟医療福祉大学学術機関リポジトリを活用するものとする。

(学位論文等の公表)

第20条 本学では既に公表又は掲載受理された論文で学位審査を行うので、学位論文等のインターネット上の全文公表は既に行われているものとみなす。ただし、研究科長はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位記の再交付)

第21条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を記載した願書に所定の手数料を添えて学長に願い出なければならない。

(学位記及び書類の様式)

第22条 学位記は別表1のとおりとする。

(改正)

第23条 この学位規程を改廃するときは、学士に関する規定は教授会に諮り、総務会の議を経て学長が行う。

2 修士及び博士に関する規定は研究科委員会に諮り、大学院委員会の議を経て学長が行う。

3 学士および修士、博士に共通する規定に関しては、教授会及び研究科委員会に諮り、総務会及び大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この学位規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月2日改正)

この学位規程は、平成20年7月2日から施行する。

附 則 (平成21年4月15日改正)

この学位規程は、平成21年4月15日から施行する。

附 則（平成22年 9 月 1 日改正）

この学位規程は、平成22年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 2 月 6 日改正）

この学位規程は、平成25年 2 月 6 日から施行する。

なお、本規程は平成24年度以前の入学者にも適用する。

附 則（平成26年 1 月 8 日改正）

この学位規程は、平成26年 1 月 8 日から施行する。

なお、本規程は平成25年度以前の入学者にも適用する。

附 則（平成26年 7 月 2 日改正）

この学位規程は、平成26年 7 月 2 日から施行する。

なお、本規程は平成26年度以前の入学者にも適用する。

附 則（平成27年 4 月 1 日改正）

この学位規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

なお、本規程は平成27年度以前の入学者にも適用する。

附 則（平成28年 3 月 2 日改正）

この学位規程は、平成28年 3 月 2 日から施行する。

なお、本規程は平成27年度以前の入学者にも適用する。

附 則（2020年 1 月 8 日改正）

この学位規程は、2017年 4 月 1 日から施行する。

この学位規程は、2018年 4 月 1 日から施行する。

この学位規程は、2020年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第15条第 4 項については2020年度以降の入学者に適用し、2019年度以前の入学者については従前どおりとする。

新潟医療福祉大学大学院長期履修生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、新潟医療福祉大学大学院学則第19条第5項の規定により履修する学生（以下「長期履修生」という。）に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 大学院学則第19条第5項の「職業を有している等の事情」とは、学則第7条第1項または第2項の標準修業年限内での履修が困難な事情があることを指し、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 教育機関・医療機関・企業等の教員及び職員（正規雇用、臨時雇用を問わない）
- (2) 自ら事業を行っている者
- (3) 育児、介護等を行う必要がある者
- (4) その他、やむを得ない事情があると学長が認めた者

(長期履修期間)

第3条 長期履修生の履修期間は、修士課程においては3年又は4年、博士後期課程においては4年、5年、又は6年とし、申請者の希望に基づき、研究科委員会の審議により個別に定める。

(申請手続)

第4条 長期履修生を希望する者は、長期履修生申請書に希望する履修期間等の必要事項を記入の上、別に定める期限までに学長に申請するものとする。

2 前項の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(申請の時期)

第5条 長期履修生への申請は、原則として大学院入学前とする。在学途中において長期履修生を希望する場合は、修士課程では入学後1年以内、博士後期課程では入学後2年以内に申請しなければならない。

(長期履修期間の変更)

第6条 長期履修期間の延長は、認めない。

2 長期履修期間の短縮は、1回に限り認めることができる。

(納付金)

第7条 長期履修生の納付金は、別表に示す通りである。

(休学期間)

第8条 長期履修生の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、学長の許可を得て次項に定める期間を限度として最大1年ごとの延長をすることができる。

2 長期履修生の休学期間は、通算して4年を限度とする。

(留 年)

第9条 長期履修期間を過ぎても修了できない場合は、留年となる。

2 留年期間を含めた在学期間は、許可された長期履修期間の2倍を超えることはできない。ただし、休学期間を除くものとする。

3 留年期間中の納付金は、長期履修期間の最終年度の納付金の金額とする。

(長期履修生の在学期間満了前の修了)

第10条 長期履修生があらかじめ認められた在学期間満了前に修了要件を満たすことが研究科委員会の議を経て学長が認めた場合は、あらかじめ認められた在学期間を短縮して課程を修了することができる。

2 前項により修了する場合、長期履修期間中の納付金の残高を精算しなければならない。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、長期履修生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者については、平成21年1月1日より適用する。

附 則

1 この規程は、平成26年1月21日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 納付金一覧（入学金、学費：授業料、施設設備金）

< 修士課程 >

（単位：千円）

保健学専攻、健康科学専攻健康栄養学分野・看護学分野

	入学金	学 費										納付金 合計						
		1 年目		2 年目		3 年目		4 年目		5 年目			6 年目					
		授業料	施設 設備金		授業料	施設 設備金												
通常の場合	200	200	800	200	800	200	200	440	110	440	110	440	110	440	110	-	-	2,200
3年の長期履修	200	140	560	140	560	140	560	140	140	560	140	-	-	-	-	-	-	2,300
4年の長期履修	200	110	440	110	440	110	440	110	110	440	110	440	110	-	-	-	-	2,400
1年後に3年に変更	200	200	800	200	480	120	480	120	120	480	120	-	-	-	-	-	-	2,400
1年後に4年に変更	200	200	800	200	345	85	345	85	85	345	85	345	85	-	-	-	-	2,490
4年から3年に短縮	200	440	440	110	440	110	800	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,300
4年から2年に短縮	200	440	1,160	290	1,160	290	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,200
3年から2年に短縮	200	560	1,040	260	1,040	260	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,200

健康科学専攻健康スポーツ学分野

	入学金	学 費										納付金 合計							
		1 年目		2 年目		3 年目		4 年目		5 年目			6 年目						
		授業料	施設 設備金		授業料	施設 設備金													
通常の場合	200	700	200	700	200	200	490	140	490	140	385	110	385	110	385	110	-	-	2,000
3年の長期履修	200	490	140	490	140	490	140	490	140	385	110	385	110	-	-	-	-	2,090	
4年の長期履修	200	385	110	385	110	385	110	385	110	385	110	385	110	-	-	-	-	2,180	

1年後に3年に変更	200	700	200	420	120	420	120	-	-	-	-	-	2,180
1年後に4年に変更	200	700	200	300	85	300	85	300	85	-	-	-	2,255
4年から3年に短縮	200	385	110	385	110	700	200	-	-	-	-	-	2,090
4年から2年に短縮	200	385	110	1,015	290	-	-	-	-	-	-	-	2,000
3年から2年に短縮	200	490	140	910	260	-	-	-	-	-	-	-	2,000

社会福祉学専攻、医療情報・経営管理学専攻

	入学金	学 費												納付金 合計		
		1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目				
		授業料	施設 設備金	授業料	施設 設備金	授業料	施設 設備金	授業料	施設 設備金	授業料	施設 設備金	授業料	施設 設備金	授業料	施設 設備金	
通常の場合	200	700	150	700	150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,900
3年の長期履修	200	490	105	490	105	490	105	-	-	-	-	-	-	-	-	1,985
4年の長期履修	200	385	83	385	83	385	83	385	83	-	-	-	-	-	-	2,072
1年後に3年に変更	200	700	150	420	85	420	85	-	-	-	-	-	-	-	-	2,060
1年後に4年に変更	200	700	150	300	60	300	60	300	60	-	-	-	-	-	-	2,130
4年から3年に短縮	200	385	83	385	83	700	149	-	-	-	-	-	-	-	-	1,985
4年から2年に短縮	200	385	83	1,015	217	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,900
3年から2年に短縮	200	490	105	910	195	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,900

＜博士後期課程＞

医療福祉学専攻

	入学金	学 費												納付金 合計		
		1 年 目		2 年 目		3 年 目		4 年 目		5 年 目		6 年 目				
		授業料	施設 設備金													
通常の場合	200	700	150	700	150	700	150	-	-	-	-	-	-	-	-	2,750
4 年の長期履修	200	540	120	540	120	540	120	540	120	-	-	-	-	-	-	2,840
5 年の長期履修	200	450	95	450	95	450	95	450	95	450	95	450	95	-	-	2,925
6 年の長期履修	200	380	85	380	85	380	85	380	85	380	85	380	85	380	85	2,990
1 年後に 4 年に変更	200	700	150	515	110	515	110	515	110	-	-	-	-	-	-	2,925
1 年後に 5 年に変更	200	700	150	400	85	400	85	400	85	400	85	400	85	-	-	2,990
1 年後に 6 年に変更	200	700	150	330	70	330	70	330	70	330	70	330	70	330	70	3,050
2 年後に 4 年に変更	200	700	150	700	150	425	90	425	90	-	-	-	-	-	-	2,930
2 年後に 5 年に変更	200	700	150	700	150	300	65	300	65	300	65	300	65	-	-	2,995
2 年後に 6 年に変更	200	700	150	700	150	240	50	240	50	240	50	240	50	240	50	3,060
6 年から 5 年に短縮	200	380	85	380	85	380	85	380	85	730	135	-	-	-	-	2,925
6 年から 4 年に短縮	200	380	85	380	85	380	85	1,020	225	-	-	-	-	-	-	2,840
6 年から 3 年に短縮	200	380	85	380	85	1,340	280	-	-	-	-	-	-	-	-	2,750
5 年から 4 年に短縮	200	450	95	450	95	450	95	810	195	-	-	-	-	-	-	2,840
5 年から 3 年に短縮	200	450	95	450	95	1,200	260	-	-	-	-	-	-	-	-	2,750
4 年から 3 年に短縮	200	540	120	540	120	1,020	210	-	-	-	-	-	-	-	-	2,750

新潟医療福祉大学大学院博士後期課程の在学期間の短縮に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、優れた研究者による研究成果の国際的発信を促進するとともに、大学の教育研究を担う優れた人材を早期に登用するために、新潟医療福祉大学大学院学則第23条第2項に規定する博士後期課程（以下「本課程」という。）の在学期間を短縮し1年以上の在学で修了する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 在学期間を短縮し1年以上の在学で修了することを申請することができる者は、優れた業績を有し、かつ、所定の授業科目を履修して10単位以上を修得した者とする。

(優れた業績)

第3条 前条に規定する優れた業績を有する者とは、短縮される在学期間の年数に応じて次の各号に規定する要件を満たす者とする。

2 在学期間を1年に短縮することができる要件は、本課程入学時までに入学後の研究テーマに関連する5編以上の筆頭原著論文を有し、かつ、そのうちの3編以上が英語論文であることとする。さらに、英語論文のうち1編以上はインパクトファクター2以上を有する学術雑誌に掲載された原著論文であることとする。

3 在学期間を2年に短縮することができる要件は、本課程入学後から2年次の定められた期日までに本学学位規程第5条第2項に定める原著論文2編以上を有し、さらに、そのうちの1編または2編の筆頭原著論文が掲載された学術雑誌の有するインパクトファクターの合計が3以上であることとする。

(申 請)

第4条 在学期間の短縮を申請する者は、所定の申請書に前条により規定された業績に関する書類（以下「業績書」という。）を添えて、在学期間を1年に短縮する場合は本課程入学手続時までに、在学期間を2年に短縮する場合は本課程入学後から2年次の所定の期日までに研究科長に申請しなければならない。

(業績の審査)

第5条 前条により提出された申請書及び業績書は、研究科委員会が専任教員の中から審査員を選任して審査するものとする。

2 審査員には、当該業績に関連のある授業科目担当教員1名を含む2名以上を選任するものとし、このうち1名を主審査員、他を副審査員とする。

(審査期間)

第6条 業績の審査は、申請書及び業績の受理後2週間以内に終了するものとする。

(審査結果の報告)

第7条 審査員は、業績の審査の終了後速やかに審査結果報告書を研究科長に提出しなければならない。

(判 定)

第8条 業績書の評価及び在学期間の短縮の判定は、研究科委員会の審議を経て学長が決定する。

(在学期間の短縮の許可)

第9条 学長は、前条の規定により在学期間の短縮を可と判定された者に対して在学期間の短縮を許可する。

2 研究科長は、前項により在学期間の短縮を許可された申請者に対し、速やかにその許可を通知する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、在学期間の短縮に関し必要な事項は研究科委員会の議を経て学長が別に定める。

(改 廃)

第11条 この規定の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

なお、本規程は平成27年度以前の入学者にも適用する。

附 則 (2019年11月6日改正)

この規程は、2019年11月6日から施行する。

なお、本規程は2019年度以前の入学者で本規程施行の際、現に在籍する者にも適用する。

新潟医療福祉大学大学院修士課程の在学期間の短縮に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、新潟医療福祉大学大学院学則第23条第1項に規定する修士課程（以下「本課程」という。）の在学期間を短縮し1年以上の在学で修了する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 在学期間を短縮し1年以上の在学で修了することを申請することができる者は、優れた業績を有し、かつ本課程に入学する前の者でなければならない。ただし、新潟医療福祉大学4年次在学中の大学院修士課程科目等履修に関する規程により、学部4年次に大学院修士課程の科目を履修し、その後本大学院修士課程に入学した者はその定めに従うものとする。

(優れた業績)

第3条 前条に規定する優れた業績とは、申請の時点で、入学後の研究テーマに関連する3編以上の筆頭原著論文を有し、かつそのうちの1編以上が英語論文であることをいう。ただし、原著論文は査読のある学術専門誌に掲載されたもの又は掲載を許可されたものとし、単著専門書をもって原著論文に代えることができるものとする。

(申 請)

第4条 在学期間の短縮を申請する者は、所定の申請書に前条により規定された業績に関する書類（以下「業績書」という。）を添えて、本課程入学時又は入学の1ヶ月前までに研究科長に申請しなければならない。

(業績の審査)

第5条 前条により提出された申請書及び業績書は、研究科委員会が専任教員の中から審査員を選任して審査するものとする。

2 審査員には、当該業績に関連のある授業科目担当教員1名を含む2名以上を選任するものとし、このうち1名を主審査員、他を副審査員とする。

(審査結果の報告)

第6条 業績の審査は、申請書及び業績の受理後2週間以内に終了するものとする。

(修士及び博士の学位論文の提出)

第7条 審査員は、業績の審査の終了後速やかに審査結果報告書を研究科長に提出しなければならない。

(判 定)

第8条 業績書の評価及び在学期間の短縮の判定は、研究科委員会の審議を経て学長が決定する。

(在学期間の短縮の許可)

第9条 学長は、前条の規定により在学期間の短縮を可と判定された者に対して在学期間の短縮を許可する。

2 研究科長は、前項により在学期間の短縮を許可された申請者に対し、入学時までにその許可を通知する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、在学期間の短縮に関し必要な事項は研究科委員会の議を経て学長が別に定める。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、大学委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年12月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年2月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

新潟医療福祉大学大学院医療福祉学研究科 9 月期修了規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、新潟医療福祉大学大学院学則第23条に規定する修了のうち、9 月期修了に関し、必要な事項を定める。

(摘要範囲)

第 2 条 学生は、前期終了時に大学院学則23条に定める修了要件を満たした場合、9 月30日に修了できるものとする。

(届出義務及び期間)

第 3 条 前条に該当する見込みの学生で9 月期修了を希望する者は、原則として4 月の履修科目登録時に事務局学務部教務課に申し出て、手続等について指導を受けるものとする。

2 9 月期修了を希望する者は、前期履修登録時に所定の書式にて研究科長に届け出なければならない。

(再履修期間の短縮)

第 4 条 授業期間が複数の学期にわたる特別研究（修士課程）又は特殊研究（博士後期課程）の授業科目の再履修に関しては、授業科目担当教員が当初の履修内容を勘案して適当と判断した場合、再履修期間を短縮して単位の修得を認めることができる。

(長期履修の取り扱い)

第 5 条 長期履修期間を短縮しての9 月期修了は認めない。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、9 月期修了に関する手続きその他必要な事項は研究科委員会において定める。

(改 廃)

第 7 条 この規程を改廃するときは、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

新潟医療福祉大学施設等使用規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、新潟医療福祉大学学則第64条第2項の規定に基づき、新潟医療福祉大学（以下「本学」という。）の施設設備又は備品（以下「施設等」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(施設等の使用)

第2条 本学の教職員、学生又は学生団体が施設等を使用しようとするときは、別記様式の施設等使用願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、教職員が本務で施設等を使用しようとするときは、この限りでない。

(遵守事項)

第3条 許可された使用者が、施設等を使用する場合には、別に定める本学の施設等使用細則を遵守するとともに、本学関係職員の指示に従わなければならない。

(使用中止命令等)

第4条 学長は、施設等の使用が次の各号の一に該当すると認めるときは、施設等の使用を制限し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの使用規則に違反したとき
- (2) 本学の教育研究に支障を生じ、又はそのおそれがあるとき
- (3) 本学の管理運営上に支障を生じ、又はそのおそれがあるとき

(損傷等の届出及び弁償責任)

第5条 使用者は、施設等を損傷、汚損又は滅失（以下「損傷等」という。）したときは、速やかに学長に届けなければならない。

2 前項の損傷等が使用者の故意又は過失により生じたときは、その損害を弁償しなければならない。

(改 廢)

第6条 この規則の改廢は、総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、平成13年7月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

新潟医療福祉大学施設等使用細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、施設等使用規則第3条の規定に基づき、新潟医療福祉大学の施設等の使用に関し、使用者が守るべき事項等を定める。

(使用許可期間等)

第2条 施設等の使用許可対象期間は、通年とする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、夏季及び年末年始における大学休業期間は、使用許可対象期間から除くものとする。

2 施設等の使用許可時間は、午前9時から午後8時までの間を原則とし、夏期休暇等の長期休暇期間は、午前9時から午後4時までの間とする。ただし、教育研究に支障をきたすときは、その時間帯を除く。

3 前2項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、使用許可対象期間又は使用許可時間を変更して使用を許可することができる。

(使用手続)

第3条 施設等の使用責任者（学友会所属のクラブは除く。）は、施設等を使用しようとする初日の10日前までに施設等使用願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学友会所属のクラブによる施設等の使用については、学期の初めに各クラブが当該学期間の使用計画書を学友会運営委員会に提出し、学友会運営委員会の使用調整会議を経て、学長が許可する。

(遵守事項)

第4条 施設等の使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第2条第3項の規定により、施設等の使用を許可された使用責任者が施設等を使用するときは、所定の施設使用簿に必要事項を記入の上、総務課窓口へ提出すること

施設使用責任者は、施設使用を終了後、直ちに鍵を総務課窓口へ返却すること

(2) 許可された使用目的以外に使用しないこと

(3) 施設等の保全に努め、特に火気の取り扱いに注意するとともに、使用時間を守り、騒音防止に努めること

(4) 使用後は窓の閉鎖、整理整頓、清掃、火気の点検、消灯、施錠等を励行すること

(5) その他管理運営責任者の指示に従うこと

(使用許可の取消し)

第5条 学長は、施設等の使用を許可された者又は団体が、前条に定める事項を遵守しないときは、使用許可を取り消すことができる。

(改 廃)

第6条 この細則の改廃は、総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この細則は、平成13年7月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

新潟医療福祉大学体育施設使用細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、新潟医療福祉大学施設等使用規則第3条の規定に基づき、本学体育施設（以下「体育施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(体育施設)

第2条 本学における体育施設とは、次に掲げるものとする。

- (1) 第1体育館
- (2) 第2体育館
- (3) 第3体育館（2階トレーニングセンター及びランニングコースを含む）
- (4) 屋内プール
- (5) 陸上競技グラウンド（屋内走路を含む）
- (6) 硬式野球グラウンド（屋内練習場を含む）
- (7) テニスコート
- (8) 多目的体操場
- (9) 第2トレーニングセンター
- (10) クラブハウス
- (11) その他

2 前項第4号の使用細則は別途定めるものとする。

(使用目的)

第3条 体育施設は、次に掲げる目的に使用するものとする。(優先使用順位)

- (1) 本学の正課授業
- (2) 本学の主催する行事
- (3) 本学の学生の強化指定クラブ活動
- (4) 本学の学生のクラブ活動
- (5) 本学の学生のサークル活動・教職員のレクリエーション活動
- (6) その他本学が適当と認めた事業等

(使用者の範囲)

第4条 体育施設を利用できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 本学の学生および教職員
- (2) その他、学長が適当と認めたもの

(使用期間および使用時間等)

第5条 使用期間および使用時間等については、新潟医療福祉大学施設等使用細則第2条によるものとする。

(使用手続き)

第6条 使用手続きについては、新潟医療福祉大学施設等使用細則第3条によるものとする。但し、授業等で使用されていない時に限り、第1体育館、第2体育館及び第3体育館（2階トレーニングセンター及びランニングコースを除く）の使用を希望する場合は、大学事務局備え付けの体育館使用申込書を提出し、その許可を受けることにより使用することができる。

2 授業等で使用されていない時に限り、第3体育館2階トレーニングセンター及び第2トレーニングセンターの使用を希望する場合は、あらかじめ講習会又はこれに準じるものと認められる指導を受講し、備え付けの利用簿に必要な事項を記入することで使用することができる。その際、受講証を携行し、求めに応じて提示又は掲示しなければならない。

(遵守事項)

第7条 施設等の使用者は、新潟医療福祉大学施設等使用細則第4条によるほか、次の事項について遵守するものとする。

- (1) 許可された使用日および使用時間を厳守すること（特に使用時間は予定時間の10分前には終了すること）
- (2) 使用を許可されたもの以外の使用は認められないこと
- (3) 体育館での授業中は、授業関係者以外のものは入館できないこと（但し、特に禁止する場合を除き第3体育館2階ランニングコースは使用できる）
- (4) 体育館、多目的体操場、トレーニングセンター、クラブハウス内多目的室は、土足厳禁とする
- (5) 火気は使用しないこと
- (6) 体育施設すべてについて禁煙とする
- (7) 使用后、体育館は、必ずモップをかけ、グラウンド及びテニスコートはレーキをかけ、その保全に努めること
- (8) 貴重品等は、各自責任を持って保管し、盗難防止に努めること
- (9) 更衣室及び更衣ロッカー、靴箱等は占有しないこと、又体育館玄関付近に靴を放置しないこと
- (10) シャワーは清潔に使用し、使用後は温水器のスイッチを確実に切ること
- (11) 体育館の照明器具の点灯については、必要な部分のみを点灯し、無駄な電力の消費を避けること
- (12) 体育施設を汚損するような行為をしないこと
- (13) 備品等を使用した場合には、数を確認し、所定の場所に格納すること
- (14) 使用後は、照明施設の消灯、換気窓の閉鎖、及び更衣室、用具室等の窓の施錠、フィットネス器具の消灯、テニスコートの施錠等を確実にすること
- (15) 体育施設及びその周辺への自転車やバイクの乗り入れ、乗用車の駐車は厳禁とし、必ず所定の位置に駐輪、駐車すること
- (16) その他、体育担当者から提示されている「体育施設等使用上の注意」を守ること
- (17) 長期休業中における合宿等については、別に定めるものとする
(使用許可の取消し)

第8条 使用許可の取り消しについては、新潟医療福祉大学施設等使用細則第5条によるものとする。

附 則

この細則は、平成13年7月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年5月10日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年6月3日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年2月2日から施行する。

新潟医療福祉大学屋内プール使用細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、新潟医療福祉大学施設等使用規則第3条の規程に基づき、本学屋内プールの使用に関し、必要な事項を定める。

(屋内プール)

第2条 本学における屋内プールとは、次に掲げるものとする。

- (1) 屋内プール（ワールプール・シャワー室・トイレ・更衣室を含む）
- (2) 屋内プール周辺
- (3) 屋内プール器具庫
- (4) 屋内プール付属設備

(使用目的)

第3条 屋内プールは、次に掲げる目的に使用するものとする（優先使用順）。

- (1) 本学の正課授業
- (2) 本学の主催する行事
- (3) 本学の学生の強化指定クラブ活動
- (4) その他本学が適当と認めた事業等

(使用者の範囲)

第4条 屋内プールを利用できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 本学の学生および教職員
- (2) その他、学長が適当と認めた者

(使用期間および使用時間等)

第5条 使用期間および使用時間等については、新潟医療福祉大学施設等使用細則第2条によるものとする。

(使用手続き)

第6条 使用手続きについては、新潟医療福祉大学施設等使用細則第3条によるものとする。

(遵守事項)

第7条 施設等の使用者は、新潟医療福祉大学施設等使用細則第4条によるほか、次の事項について遵守するものとする。

- (1) 許可された使用目的および使用時間を厳守すること（特に使用時間について予定時刻の10分前には終了すること）
- (2) 許可された者以外の使用は認められないこと
- (3) 屋内プールでの授業およびクラブ活動中は、関係者以外の者は立ち入りできないこと
- (4) 屋内プール内は、全て土足厳禁とする
- (5) プール入水前には必ずシャワーを浴び、入水時には水着・水泳用キャップを着用し、アクセサリ類は外すこと
- (6) 火気は使用しないこと
- (7) 特別に許可された場合をのぞき、屋内プール内で飲食はしないこと
- (8) 水中窓の設置されている地下には、許可された者以外は立ち入らないこと
- (9) 施設内すべてについて禁煙とすること
- (10) 更衣室にはできる限り水滴を持ち込まないように心がけること
- (11) 使用後は、プールサイド・ワールプール・更衣室・シャワー室・トイレ等、プール建物内の掃除を行い、その保全に努めること

- (12) 貴重品等は、各自責任を持って保管し、盗難防止に努めること
- (13) 更衣室及び更衣ロッカー、靴箱等は占有しないこと。また更衣室入口付近に靴を放置しないこと
- (14) シャワーでは原則としてシャンプー・リンス・石鹸などは使用しないこと
- (15) プールの照明器具の点灯については、無駄な電力の消費を避けること
- (16) プール施設を汚損するような行為をしないこと
- (17) 備品等を使用した場合には、数を確認し、所定の場所に格納すること
- (18) 使用後は、照明器具の消灯、ドアの閉鎖、及び更衣室、器具庫等の窓の施錠を確実にこなうこと

(プール管理)

第8条 プールの管理について次に掲げる事項に準じてこなうものとする。

- (1) プールにおける安全かつ衛生的な維持管理および運営を確保するため、管理責任者、副管理責任者、管理補助者を置く。この場合において、管理責任者はプールにおける安全及び衛生についての知識および技能を持つものであることとする。
- (2) プール水は常に消毒し、25mプールは電解促進剤（精製塩）を、ワールプールは塩素薬剤（次亜塩素酸ナトリウム）を用いて消毒をこなうものとする。なお、水質管理は、文部科学省が定めるプール管理の水質基準に基づいておこない、定期的に委託専門業者によってこなうものとする。
- (3) 循環濾過方式の浄化装置を常に稼働することにより、プール内の浮遊物等を除去するものとする。
- (4) プール水の温度は原則として摂氏28度から31度までの範囲内、プールサイドの湿度は50%から70%の範囲内になるよう配慮するものとする。

(使用許可の取消し)

第9条 使用許可の取り消しについては、新潟医療福祉大学施設等使用細則第5条によるものとする。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この細則は、平成18年12月6日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

新潟医療福祉大学図書館利用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、新潟医療福祉大学図書館規程第7条に基づき、新潟医療福祉大学図書館（以下「図書館」という。）の利用について定めるものとする。

(利用者)

第2条 図書館を利用できる者は、次の通りとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生及びこれに準ずる者
- (3) 本学の教職員であった者
- (4) その他、館長が許可した者

(開館時間)

第3条 開館時間は次の通りとする。ただし、必要に応じて変更することがある。

平日 午前9時から午後9時まで
土曜日 午前9時から午後5時まで

(休館日)

第4条 休館日は次の通りとする。ただし、必要に応じて変更することがある。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める日
- (3) 夏季及び冬季休業期間中の一定期間
- (4) 蔵書点検等に必要期間（入館手続き）

第5条 利用者は、図書館に入るときは所定の手続きを経るものとする。

(館内利用)

第6条 利用者は、館内に所蔵する図書館資料を自由に閲覧することができる。ただし、視聴覚資料等は所定の手続きを経て、特定された場所で利用するものとする。

(館外利用)

第7条 利用者は、館内に所蔵する図書館資料を、所定の手続きを経て、館外で利用することができる。ただし、貸出冊数と期間については必要に応じ変更することがある。

- (1) 本学の教職員並びに大学院生 : 図書10冊、1ヶ月間
- (2) 本学の大学院生を除く学生及びこれに準ずる者 : 図書10冊、2週間
- (3) その他、カードの発行を受けた者 : 図書3冊、2週間

2 貸出を受けた者は、当該図書館資料に予約者がいない場合に限り、所定の手続きを経て、貸出期間を更新することができる。

3 貸出を受けた者は、当該図書館資料を転貸してはならない。

(帯出禁止資料)

第8条 次に定める図書館資料は館外に持ち出すことができない。ただし、館長が特に必要と認めて許可した場合はこの限りではない。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書
- (3) 視聴覚資料
- (4) 新聞及び逐次刊行物
- (5) その他、館長が特に指定した図書館資料

(相互利用)

第9条 本学の教職員並びに学生及びこれに準ずる者は、図書館を通じて他大学図書館等へ、閲覧、借用及び文献複写を申込むことができる。

2 他大学図書館等からの相互利用の申込みがあった場合は、学内に支障のない限り、これに応ずるものとする。

3 相互利用について必要な事項は、別に定める。

(図書館資料の複写)

第10条 図書館資料の複写については、別に定める。

(弁済責任)

第11条 故意又は重大な過失により、図書館の設備・備品等を損傷したとき、又は図書館資料を紛失、汚損、破損したときは、直ちに図書館に届け出た上で、その損害を賠償しなければならない。

(規律の保持)

第12条 利用者は図書館員の指示に従うほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 館内では静粛にし、他の利用者の迷惑になるような行為はしないこと

(2) 館内では飲食しないこと

(3) 図書館資料や設備、備品等を大切に扱うこと

(利用停止)

第13条 この規程に違反した者に対しては、利用の停止や、退館を命ずることができる。

(補 足)

第14条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成13年7月2日から施行する。

この規程は、平成17年4月4日から施行する。

この規程は、平成25年2月6日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

新潟医療福祉大学学生の懲戒に関する基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、学生の懲戒の内容等に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類及び意義)

第2条 新潟医療福祉大学学則第46条及び新潟医療福祉大学大学院学則第39条に規定する退学、停学、訓告とは、それぞれ次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 退学 本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させる事をいう。
- (2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止する事をいう。
- (3) 訓告 学生の行った行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう、口頭又は文書により注意することをいう。

2 停学の期間は、無期及び有期とし、無期の停学とは、期限を付さずに命じる停学をいい、有期の停学とは6ヶ月以内の期限を付して命じる停学をいう。

3 無期の停学の場合、当該学生の反省の度合い等を勘案の上、当該停学の解除の時期を決定する。ただし、当該解除の時期は、当該停学の開始の日から起算して6月以内とすることができない。

(嚴重注意)

第3条 前条に定めるもののほか、必要と認めたときは、当該学生に対し、嚴重注意を行うことができる。

2 嚴重注意は、訓告に至らないものであって、当該行為を嚴重に注意することをいう。

3 嚴重注意は、口頭又は文書により行うものとする。

(自宅謹慎)

第4条 学長は、その行為が第2条第1号又は第2号の懲戒に該当することが明白である場合には、当該学生に対し、懲戒処分が決定するまでの間、自宅謹慎を命ずることができる。

2 前項の規定により自宅謹慎を命じた場合で、懲戒処分が停学となったときは、当該自宅謹慎期間を停学期間に通算するものとする。

(退学の基準)

第5条 学生が、新潟医療福祉大学学則第46条第3項及び新潟医療福祉大学大学院学則第39条第3項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、退学を命じることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合
- (2) 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合
- (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合
- (4) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合
- (5) 情報倫理に反する行為を行った場合

(停学の基準)

第6条 学生が、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、停学を命じることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合
- (2) 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合
- (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合
- (4) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合
- (5) 情報倫理に反する行為を行った場合

2 前項の停学の期間には、春季休業日、夏季休業日、冬季休業日その他休業日を含むものとする。

(訓告の基準)

第7条 学生が、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、訓告を命じることができる。

- (1) 学内又は学外において非違行為を行った場合

- (2) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合
 - (3) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合
 - (4) 本学が実施する試験等において監督者の注意又は指示に従わなかった場合
 - (5) 情報倫理に反する行為を行った場合
- (悪質性及び重大性の判断)

第8条 第5条及び第6条において悪質と判断するときは、当該学生の主観的態様、当該行為の性質、当該行為に至る動機等を勘案の上判断するものとする。

- 2 第5条及び第6条において重大と判断するときは、当該行為により被害を受けた者の精神的苦痛を含めた身体的被害の程度、当該行為が社会に及ぼした影響等を勘案の上判断するものとする。ただし、当該行為による被害が物的被害に留まる場合であっても、当該物的被害が甚大なものである場合は、重大であると判断するものとする。

(懲戒の標準)

第9条 懲戒の標準は、別表左欄に掲げる行為の区分及び同表中欄に掲げる行為の種類に応じて、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

(試験等の無効)

第10条 第5条第4項、第6条第1項第4号又は第7条第3号及び第4号に規定する行為を行った学生に対しては、新潟医療福祉大学授業科目の履修の認定、試験及び成績評価に関する細則の定めるところにより、不正行為を行った試験等を無効とする。

- 2 学外実習において第5条第5項、第6条第1項第5号又は第7条第5項に規定する行為を行った学生に対しては、新潟医療福祉大学授業科目の履修の認定、試験及び成績評価に関する細則の定めるところにより、当該行為を行った実習を無効とする。

(停学の期間における措置)

第11条 当該学生の停学の期間中、当該学生の所属する学科等は、当該学生に対して面談等の教育的指導を行うものとする。

- 2 当該学生の停学の期間中、当該学生は、新たな履修登録の手続を行うことができない。
- 3 当該学生の停学の期間中、当該学生は、本学又は他の大学に入学を志願することができない。
- 4 停学期間は、在学期間には算入しない。ただし、2ヶ月以内の停学の場合に限り、この期間を在学期間に算入するものとする。

(その他)

第12条 懲戒処分を受けた者は、処分について学籍簿に記録として残すこととする。

- 2 懲戒処分を受けた者が本学奨学生制度の奨学生であった場合、直ちにその資格を失うものとする。

(雑則)

第13条 この基準に定めるものの他、学生の懲戒基準に関し必要な事項は、学生懲戒諮問委員会の議を経て、総務会及び大学院委員会が別に定める。

(改廃)

第14条 この基準の改廃は、総務会及び大学院委員会の議を経るものとする。

附則

この基準は、平成21年10月7日から施行する。

附則

この基準は、平成25年12月4日から施行する。

附則

この基準は、平成26年8月6日から施行する。

別表（第9条関係）

懲戒の標準

区分	行為の種類	懲戒の標準
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦等の凶暴な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学又は訓告
	痴漢行為（覗き見、盗撮行為、その他迷惑行為を含む。）	退学、停学又は訓告
	ストーカー行為	退学、停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	停学又は訓告
交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は訓告
試験不正行為	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	退学又は停学
	本学が実施する試験等における不正行為でカンニング等の不正行為	停学又は訓告
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
	本学が実施する試験等における不正行為で処分を受けたものが、再度不正行為を行った場合	退学又は停学
情報倫理	名誉棄損、人権侵害、誹謗中傷に関する行為	退学、停学又は訓告
	公序良俗に反する行為	退学、停学又は訓告
	個人のプライバシー及び肖像権を侵害する行為	退学、停学又は訓告
	学外実習における個人情報保護に関する規程及び学外実習における個人情報保護に関する方針に基づいて学科により行われる教育・指導に反する行為	退学、停学又は訓告
	担当教員の承諾を得ず、無断で授業（演習や実習を含む）を録音・撮影する行為及び無断で録音・撮影された音声・画像・動画の情報発信を行う行為	退学、停学又は訓告
	その他、法令又は社会的通念に反する情報発信	退学、停学又は訓告
その他の行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用もしくは占拠	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	退学、停学又は訓告
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は訓告
	ハラスメントに当たる行為	退学、停学又は訓告

新潟医療福祉大学大学院特別研究奨学金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 新潟医療福祉大学大学院特別研究奨学金（以下「奨学金」という。）は、本学学部卒業もしくは大学院修士課程を修了後、本学大学院入学した学生で、学業成績、人物ともに優秀であり、経済的理由により就学困難である者に対し、その者の就学を支援することを目的とするものである。

2 新潟医療福祉大学（以下「本学」という。）から奨学金の給付を受ける者を新潟医療福祉大学大学院特別研究奨学生（以下「奨学生」という。）という。

(申請資格)

第2条 本学の奨学生として申請する者は、次の各号を満たさなければならない。

(1) 新潟医療福祉大学の学部卒業もしくは大学院修士課程を修了後、本学大学院に入学した研究科1年生

(2) 学業・人物ともに優秀であって、学費の支弁が困難な者（奨学金の給付）

第3条 奨学生は申請のあった者の内、4名を上限とし、採用する。

2 本学の選考により奨学生として採用された者に給付される奨学金の金額は以下のとおりとする。

医療福祉学専攻；年額20万円

保健学専攻；年額20万円

社会福祉学専攻；年額15万円

健康科学専攻健康栄養学分野及び看護学分野；年額20万円

健康科学専攻健康スポーツ学分野；年額15万円

医療情報・経営管理学専攻；年額15万円

(奨学金の給付対象期間)

第4条 奨学金は原則医療福祉学専攻の者は3年間、それ以外の専攻の者は2年間継続支給とし、年度ごとに一括にて給付する。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(申請書及び所得証明書の提出)

第5条 申請者は、正保証人と連署した本学所定の申請書と、申請者本人並びに生計を一にする家族全員の所得証明書を提出しなければならない。

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会を経て研究科長がこれを決定する。

2 前項の奨学生選考委員会は、研究科長の指名により組織する。

3 奨学生の採用を決定したときは、書面にて本人に通知する。

4 前項の通知を受けた者は、本学所定の誓約書を提出しなければならない。

5 奨学生の採用は年度ごとに1回行うものとする。（奨学金の給付）

第7条 奨学金の給付は、本学が指定する金融機関の本人名義口座に振り込むことで行うものとする。

(異動届出)

第8条 奨学生は、採用された年度において次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学、留学又は退学したとき

(2) 停学その他処分を受けたとき

(3) 正保証人を変更したとき

(4) 本人又は正保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
(給付前の学籍異動、留学による取扱い)

第9条 奨学生が奨学金の給付前に転学または退学したときは、採用を辞退したものとみなす。

2 奨学生が奨学金の給付前に休学したときは、復学まで給付を休止する。ただし、採用年度末日までに復学しなかった場合は、その時点で採用を辞退したものとみなす。

3 奨学生が奨学金の給付前に留学した場合であっても、学則第39条に定める留学の場合は給付するものとする。

(採用の取消)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、奨学金の採用がなかったものとして取扱い、すでに給付が行われている場合、その全額を返還させるものとする。

(1) 学業成績または性行が不良となったとき

(2) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき

(3) 奨学金申請書に記入すべき事項を故意に記入せず、または虚偽の記入をしたことにより奨学生になったことが判明したとき

(4) その他、採用を取り消すことが相当と認められたとき

附 則

この規程は、平成17年12月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月17日から施行する。

新潟医療福祉大学大学院修学援助奨学金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 新潟医療福祉大学大学院修学援助奨学金（以下「奨学金」という。）は、経済的理由により就学困難であり、且つ本学大学院における修学への取り組みが特に優秀であった者に対し、その者の修学援助を目的とするものである。

2 新潟医療福祉大学（以下「本学」という。）から奨学金の給付を受ける者を新潟医療福祉大学大学院修学援助奨学生（以下「奨学生」という。）という。

(申請資格)

第2条 本学の奨学生として申請する者は、次の各号を満たさなければならない。

(1) 本学大学院に在籍する2年生以上の者で、前年度までの在学中における修学への取り組みが特に優秀であり、学費の支弁が困難な者

(2) 新潟医療福祉大学大学院特別研究奨学金の支給を受けていない者

(奨学金の給付)

第3条 奨学生は申請のあった者の内、4名を上限とし、採用する。

2 本学の選考により奨学生として採用された者に給付される奨学金の金額は以下のとおりとする。

医療福祉学専攻；年額20万円

保健学専攻；年額20万円

社会福祉学専攻；年額15万円

健康科学専攻健康栄養学分野及び看護学分野；年額20万円

健康科学専攻健康スポーツ学分野；年額15万円

医療情報・経営管理学専攻；年額15万円（奨学金の給付対象期間）

第4条 奨学金は採用された年度を対象期間として、一括にて給付する。なお、同一人物による複数回の採用を妨げない。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(申請書及び所得証明書の提出)

第5条 奨学生申請者は、正保証人と連署した本学所定の申請書と、申請者本人並びに生計を一にする家族がいる場合には、家族全員の所得証明書を提出しなければならない。

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会を経て研究科長がこれを決定する。

2 前項の奨学生選考委員会は、研究科長の指名により組織する。

3 奨学生の採用を決定したときは、書面にて本人に通知する。

4 前項の通知を受けた者は、本学所定の誓約書を提出しなければならない。

5 奨学生の採用は年度ごとに1回行うものとする。(奨学金の給付)

第7条 奨学金の給付は、本学が指定する金融機関の本人名義口座に振り込むことで行うものとする。

(異動届出)

第8条 奨学生は、採用された年度において次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学、留学又は退学したとき

(2) 停学その他処分を受けたとき

(3) 正保証人を変更したとき

(4) 本人又は正保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
(給付前の学籍異動、留学による取扱い)

第9条 奨学生が奨学金の給付前に転学または退学したときは、採用を辞退したものとみなす。

2 奨学生が奨学金の給付前に休学したときは、復学まで給付を休止する。ただし、採用年度末日までに復学しなかった場合は、その時点で採用を辞退したものとみなす。

3 奨学生が奨学金の給付前に留学した場合であっても、学則第35条に定める留学の場合は給付するものとする。

(採用の取消)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、奨学金の採用がなかったものとして取扱い、すでに給付が行われている場合、その全額を返還させるものとする。

(1) 学業成績または性行が不良となったとき

(2) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき

(3) 奨学金申請書に記入すべき事項を故意に記入せず、または虚偽の記入をしたことにより奨学生になったことが判明したとき

(4) その他、採用を取り消すことが相当と認められたとき

附 則

この規程は、平成18年5月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月17日から施行する。

新潟医療福祉大学大学院無利子貸与奨学金規程

第1章 総則

(目的、奨学金、奨学生)

第1条 新潟医療福祉大学大学院無利子貸与奨学金（以下「奨学金」という。）は、本学大学院に入学する学生で、経済的理由により修学が困難な者を支援することを目的とする。

2 奨学金は、第2条の条件を満たす者に対して入学金を除く学費の全額又は半額を貸与するものである。

3 新潟医療福祉大学（以下「本学」という。）より学費の無利子貸与を受ける者を新潟医療福祉大学大学院無利子貸与奨学生（以下「奨学生」という。）という。

(奨学生の資格)

第2条 本奨学金の奨学生となる者は、新潟医療福祉大学大学院への入学意思が明確で、奨学生採用が決定した場合入学が確約できる者で、次の各号をいずれも満たしていなければならない。

(1) 特別研究指導教員予定者又は特殊研究指導教員予定者が学修・研究に励む者として推薦する者

(2) 経済的な理由で修学が困難と認められる者

(3) 新潟医療福祉大学大学院長期履修生制度（以下「長期履修生制度」という。）を利用しない者

(4) 新潟医療福祉大学大学院学則第43条に定める外国人留学生でない者

(奨学金の貸与期間)

第3条 貸与期間は奨学生に採用した時からその者の在籍する課程最短修業年限の終期までとする。

(定員)

第4条 採用定員は、若干名とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生申請書及び所得を証明する書類の提出、連帯保証人)

第5条 申請者は、連帯保証人と連署した本学所定の奨学生申請書に、所得を証明する書類等所定の書類を提出しなければならない。

2 連帯保証人は、申請者の父母兄弟、又はこれに代わる者のうち、独立の生計を営み、いつでも申請者に連絡できる者でなければならない。

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の議を経て学長がこれを決定する。

2 前項の奨学生選考委員会は、学長の指名により組織する。

3 奨学生の採用を決定したときは、書面にて本人に通知する。

4 奨学生の採用通知を受けた者は、本学所定の書類を提出しなければならない。

5 奨学生の採用は年度毎に行うものとする。

6 奨学生の採用申込は入学前を原則とし、入学後の申込は不可とする。

(奨学金の交付)

第7条 奨学金の交付は、貸与が決定された額を、学費の納入期日毎に入学金を除く学費に充当することによって行うものとする。

(奨学生の異動届出)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学、留学、退学又は除籍となったとき

(2) 連帯保証人を変更するとき

(3) 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(4) 長期履修生制度を利用するとき

(転学又は退学、除籍、長期履修生制度利用による奨学金の取扱)

第9条 奨学生が転学又は退学(単位修得後退学を除く)、除籍となったとき、長期履修生制度を利用するときは、その後の奨学金交付を辞退したものとみなす。

(奨学金の休止、停止及び交付期間の短縮)

第10条 奨学生が休学したとき、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2 新潟医療福祉大学大学院学則第35条に定める留学中は、奨学金の交付を休止する。

3 奨学生の学業又は性行などの状況に大きな問題があると認められたときは、奨学金の交付を停止又は交付期間を短縮することがある。

(奨学金の復活)

第11条 奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。ただし、休止されたとき又は停止されたときから2年を経過したときはこの限りではない。

(奨学金の廃止)

第12条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、奨学金の交付を廃止することがある。

(1) 傷痍疾病などのために成業の見込みがないとき

(2) 学業成績又は性行が不良となったとき

(3) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき

(4) 奨学生申請書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生になったことが判明したとき

(5) 懲戒処分を受けたとき

(6) 第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第13条 奨学生はいつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学金の利息)

第14条 奨学金には利息を付けない。

第3章 奨学金の返還と返還猶予

(奨学金の返還)

第15条 奨学生が、修了又は単位取得後退学、奨学金貸与期間が満了したとき、奨学金を辞退したとき、及び第12条により交付を廃止されたときには、奨学金を返還しなければならない。

2 修了又は単位取得後退学、奨学金貸与期間が満了したとき、奨学金を辞退したときは、奨学金の返還は、奨学生であった者もしくはその連帯保証人(「奨学生であった者等」という。以下同じ)名義の預金口座からの口座振替方法により行うものとする。第1項の事由が生じた月の翌月を第一回目とし、学費全額貸与の場合は7ヶ年以内の、学費半額貸与の場合は5ヶ年以内の毎月所定日を支払期日とした均等分割返還とする。

3 第2項の支払期日が本学の指定する金融機関の営業日でない日にあたる場合は、その期日は金融機関の翌営業日に延長されるものとする。

4 奨学金を辞退した者で、転学又は退学(単位修得後退学を除く)、除籍となった者は、直ちに一括返還することとする。奨学金の返還は、本学が別途指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行うものとする。

5 第12条により交付を廃止されたとき及び所定書類の提出が無いときの奨学金の返還は、その事由が生じた月の翌月から起算して3ヶ月内に交付額を一括返還するものとする。

(繰上返還)

第16条 奨学金は貸与日以降いつでも繰上返還できる。ただし繰上返還を行う際は必ず本学にその旨を

連絡しなければならない。

(奨学金の返還猶予)

第17条 奨学生であった者及び連帯保証人が次の各号の一に該当する場合は、願出により奨学金の返還を猶予することがある。

(1) 災害又は傷痍疾病によって返還が困難となったとき

(2) その他真にやむをえない事由によって返還が著しく困難になったとき

2 前項に規定する返還猶予の期間は1年以内とし、さらにその事由が継続するときは、願出によって1年ずつ延長することができる。ただし、通算5年を限度とする。

3 次の各号の一に該当する場合で、引き続き在籍するときは、修了又は単位取得後退学時まで返還を猶予する。

(1) 奨学金を辞退した場合

(2) 長期履修制度を利用する場合

(3) 留年により在学中に貸与期間が満了した場合

4 修了又は単位取得後退学後、本学大学院研究生又は本学大学院生として引き続き在籍するときは、在籍終了時まで返還を猶予する。

(返還猶予の願出)

第18条 第17条第1項により奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由を明記した奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

2 奨学金の返還猶予を受けた者で、その事由が長期に渡る場合でも、返還猶予開始の1年後に再度願出が無い場合には、返還猶予の事由が終了したものとし、翌月から返還を開始しなければならない。

(延滞金)

第19条 奨学生であった者が、割賦金の返還を3ヶ月以上延滞したときは、延滞金を徴するものとする。

2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している割賦金の額に延滞した期間が3ヶ月をこえる毎に3ヶ月について100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。(返還の強制)

第20条 奨学生であった者等が割賦金の返還を著しく延滞したときは民事訴訟法及び民事執行法その他強制執行の手続きに関する法令に定める手続きを行うものとする。

2 奨学生であった者等が返還未済額の全額の返還の請求を受けても本学の指定した日までに返還未済額の全額の返還を行わないときは、民事訴訟法及び民事執行法その他強制執行の手続きに関する法令に定める手続きを行うものとする。

3 奨学生であった者等が本学の指定した日までに返還未済額の全額の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額の全額に延滞している期間が3ヶ月をこえる毎に、3ヶ月について100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴するものとする。ただし、奨学生であった者が第17条第1項の各号の一に該当すると認められる場合は、その延滞金を減額することがある。

(返還事務の委託)

第20条の2 奨学金の返還を外部に委託することができるものとする。この場合、本章及び次章の各取り扱いは当該委託先の規定により変更される場合がある。

第4章 奨学金の返還免除

(奨学金の返還免除)

第21条 第17条第1項の各号に該当するとき及び本人死亡のときは、返還未済額の全額又は半額の返還を免除することがある。

(返還免除の決定)

第22条 奨学金の返還を免除する場合は、大学院委員会の議を経て、理事長がこれを決定する。

第5章 改正及びその他

(改正)

第23条 規程の改正は理事会の議を経なければならない。(その他)

第24条 その他本規程に定めのない事項については、理事長がこれを決定する。

附 則

この規程は、平成21年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月29日から施行する。

新潟医療福祉大学大学院修士課程学費減免特待生規程

(目的)

第1条 この規程は、新潟医療福祉大学（以下「本学」という。）大学院修士課程へ優秀な学生の入学を促進することで、本学教育研究の活発化およびその質的向上を目指し、また将来の国内外の教育研究を担う教員候補を養成するために人物および学力が優秀で経済的に修学が困難な者に対し学費の一部を減免することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に基づいて学費の減免を受ける者を新潟医療福祉大学大学院修士課程学費減免特待生（以下「特待生」という。）といい、特待生の中で極めて優秀な者を「第一種特待生」、優秀な者を「第二種特待生」という。

2 学費とは、本学大学院学則に規定する「入学金、授業料および施設設備金」をいう。

3 学費の減免とは、学費の納入時において減免額を免除することをいう。

(特待生の資格)

第3条 特待生となる者は、本学大学院修士課程への入学意思が明確であり、特待生採用が決定した場合に入学が確約できる者で次の各号を満たす者とする。ただし、長期履修予定者は除く。

(1) 別に定めるGPA（グレードポイントアベレージ）または研究業績の基準を満たす者

(2) 主たる家計支持者の前年分の収入または所得が原則として次の家計基準以下である者

①本人が家計支持者である場合

(ア) 給与所得者である場合 : 収入500万円

(イ) 給与所得者以外である場合 : 所得355万円

②父母等が家計支持者である場合

(ア) 給与所得者である場合 : 収入841万円

(イ) 給与所得者以外である場合 : 所得355万円

(減免の内容等)

第4条 減免の内容は特待生の区分に応じてそれぞれ別表のとおりとする。

2 特待生の人数は20名以内とし、第一種特待生を5名以内、第二種特待生を15名以内とする。

3 この規程は「新潟医療福祉大学大学院無利子貸与奨学金」を除いて本学大学院が実施する他の減免措置および奨学金制度等との重複適用はできないものとする。

(申請)

第5条 特待生の申請をする者は、所定の書類を学長へ提出しなければならない。

(特待生の選考)

第6条 特待生の選考は、学長、研究科長、各専攻長、各分野長および大学事務局長で組織する選考委員会の議を経て学長が決定する。

(減免期間)

第7条 特待生になった者のこの規程による減免の適用期間は2年間とする。ただし、本人の責に帰すことができない事由により2年間で修了できないときまたはその見込みが明確になったときは、大学院委員会の議を経て学長が期間の延長を認めることがある。

2 前項ただし書により期間の延長が認められた場合であっても休学期間中の学費は、学則に規定する休学に伴う減免措置を優先して適用し、この規程による減免は行わないものとする。

(届出の義務)

第8条 特待生は、次の各号のいずれかに該当する場合、直ちに届け出なければならない。

(1) 退学、休学、復学、留学等学籍の異動があったとき

(2) 氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき

(採用の取消)

第9条 特待生が次の各号のいずれかに該当する場合は、特待生としての採用を取り消し、その後に納付期限が到来する学費の減免は行わないものとする。ただし、悪質と認められる場合は、既に減免した学費を徴収することができる。

(1) 所定の入学手続きを完了しなかったとき

(2) 傷痍疾病等のために成業の見込みがないとき

(3) 学業成績または性行が不良となったとき

(4) 特待生としての責務を怠り、特待生として適当でないとき

(5) 申請書類に記入すべき事項を故意に記入せずまたは虚偽の記入をしたことにより特待生になったことが判明したとき

(6) 懲戒処分を受けたとき

(7) 転学または退学、除籍となったとき

(8) 採用を辞退したとき

(9) 長期履修生制度を利用するとき

(雑 則)

第10条 この規程に定めのない事項は大学院委員会の議を経て、学長が定める。

(改 廢)

第11条 この規程の改廢は、大学院委員会の議を経て理事会に諮らなければならない。

附 則

この規程は、平成23年11月15日から施行し、平成24年度入学生から適用するものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 平成29年度以前の入学者の減免額および特待生人数は従前の規定を適用する。

2 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

(別表) 減免額

第一種特待生

(1年時)

	保健学専攻 健康科学専攻 (健康栄養学分野・ 看護学分野)	健康科学専攻 (健康スポーツ学分野)	社会福祉学専攻 医療情報・経営管理学 専攻
入学金	200,000円	200,000円	200,000円
授業料	350,000円	300,000円	300,000円
施設設備金	100,000円	100,000円	75,000円
合計	650,000円	600,000円	575,000円

(2年時)

	保健学専攻 健康科学専攻 (健康栄養学分野・ 看護学分野)	健康科学専攻 (健康スポーツ学分野)	社会福祉学専攻 医療情報・経営管理学 専攻
授業料	350,000円	300,000円	300,000円
施設設備金	100,000円	100,000円	75,000円
合計	450,000円	400,000円	375,000円

第二種特待生

(1年時)

	保健学専攻 健康科学専攻 (健康栄養学分野・ 看護学分野)	健康科学専攻 (健康スポーツ学分野)	社会福祉学専攻 医療情報・経営管理学 専攻
入学金	200,000円	200,000円	200,000円
授業料	180,000円	150,000円	150,000円
施設設備金	50,000円	50,000円	35,000円
合計	430,000円	400,000円	385,000円

(2年時)

	保健学専攻 健康科学専攻 (健康栄養学分野・ 看護学分野)	健康科学専攻 (健康スポーツ学分野)	社会福祉学専攻 医療情報・経営管理学 専攻
授業料	180,000円	150,000円	150,000円
施設設備金	50,000円	50,000円	35,000円
合計	230,000円	200,000円	185,000円

新潟医療福祉大学大学院研究生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は新潟医療福祉大学大学院学則第40条に規定する研究生に関し、必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 研究生として入学を志願する事ができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学において大学を卒業したものと同等以上の学力があると認められた者
- (3) 外国において16年以上の学校教育を修了した者

(出願手続)

第3条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に、検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生入学志願書(本学所定の用紙)
- (2) 履歴書(本学所定の用紙・写真添付)
- (3) 最終出身学校の卒業(見込み)証明書及び成績証明書
- (4) その他本学が指定する書類

2 前項第1号の研究生入学志願書には、研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)の選定について、希望を記載する事ができる。(入学者の選考)

第4条 研究生に入学志願する者については、面接及び書類により選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格した者の認定及び指導教員の決定は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

(入学の許可)

第5条 前条の規定により合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。(入学の時期)

第6条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。(在学期間)

第7条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、在学期間経過後も引き続き研究を希望する場合は、許可を得てその期間を延長又は更新することができる。

(研究業績の報告)

第8条 研究生は、在学期間満了の際、その研究業績を指導教員を経て、研究科長に提出しなければならない。

2 前項の場合、本人の請求により研究証明書を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第9条 検定料、入学料及び授業料の額は、別表に定める額とする。

2 納付した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。

(準用規定)

第10条 研究生には、この規定に定めるもののほか、大学院学則その他大学院生に関する規定を準用する。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成18年3月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

検定料	入学科	授業料（6ヶ月あたり）
10,000円	20,000円 (本学卒業生は免除)	150,000円

新潟医療福祉大学大学院科目等履修生規程

(趣 旨)

第1条 新潟医療福祉大学大学院学則第41条に規定する科目等履修生に関し、必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 科目等履修生として入学を志願する事ができる者は、次の各号の条件を満たすものとする。

(1) 修士課程においては、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者。

(2) 博士後期課程においては、修士課程を修了したもの又はこれと同等以上の学力があると認められた者。

(出願手続)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に、検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

(1) 科目等履修生入学志願書(本学所定の用紙)

(2) 履歴書(本学所定の用紙・写真添付)

(3) 最終出身学校における卒業(見込み)証明書及び成績証明書

(4) その他本学が指定する書類

(入学者の選考)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者については、前条の規定に基づき提出された書類により選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格した者の認定は、研究科委員会の議を経て学長が行う。(入学の許可)

第5条 前条の規定により合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。(入学の時期)

第6条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(在学期間)

第7条 科目等履修生の在学期間は、入学を許可された当該年度の当該授業科目の開講学期内とする。

(試験及び単位履修証明書)

第8条 科目等履修生は、履修した授業科目の試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した授業科目については、願い出により単位修得証明書を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第9条 検定料、入学料及び授業料の額は、別表に定める額とする。

2 納付した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。(準用規定)

第10条 科目等履修生には、この規定に定めるもののほか、大学院学則その他大学院生に関する規定を準用する。

(改 廢)

第11条 この規程の改廢は大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

検定料	入学科	授業料（1単位あたり）
10,000円	20,000円	30,000円 本学卒業生は20,000円

新潟医療福祉大学大学院医療福祉学研究科

単位取得後退学の取扱に関する規則

(趣 旨)

第1条 単位取得後退学者の取扱に関しては、新潟医療福祉大学大学院学則、新潟医療福祉大学学位規程によるもののほか、この規則の定めるところによる。

(単位取得後退学の定義)

第2条 新潟医療福祉大学大学院学則第36条で定める退学のうち、本大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を取得して退学する者を単位取得後退学とする。

(特殊研究の単位認定)

第3条 特殊研究の単位取得の要件は、所定の時間数を経て、博士後期課程に相応しい研究能力があると認められる者に単位を与える。

(単位取得後退学者の論文審査)

第4条 単位取得後退学した日から1年以内は博士の学位論文の審査を申請することができる。ただし、その間研究生として在籍する事を義務付ける。

(証明書)

第5条 単位取得後退学者に対してそれを証明する証明書を発行する。

(補 足)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は研究科委員会が定める。

(改 廃)

第7条 この規則を改廃するときは大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、平成21年4月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。